

牧之原市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年4月5日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 大井 俊彦



牧 総 第 6 号
令和5年4月5日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様
牧之原市監査委員 大井 俊彦 様

牧之原市長 杉本 基久雄



令和4年度 工事監査に関する報告及び意見について

令和5年3月29日付け牧監第144号により通知のあった令和5年度 工事監査に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

牧之原市役所総務課
担当：八木
電話：0548-23-0050



令和4年度の監査指摘事項に対する措置状況について

建設課

令和4年度の定期監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

| 監 査 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>新型コロナウイルス感染症の影響により地元工事説明会が思い通りに開催できなかったことや、周辺事業者との施工調整に時間を要したことなどの理由で工期を延長し、年度繰越しするとのことである。本工事は坂部区の空港対策協議会が要望する14事業のひとつであり、現在、県が進めている主要地方道吉田大東線の南原工区に本路線が繋がりを、最終的には「はばたき橋」に接続し市内から藤枝、焼津方面へアクセスする重要な路線であることから、今後も引き続き工事完了に向けて適切な事業執行に努めていただきたい。</p> | <p>工事については、周辺事業者との施工調整に時間を要したことなどにより工期延長となってしまいましたが、早期完了に向けて引き続き工事を実施してまいります。</p> <p>本路線は主要地方道吉田大東線に接続し、はばたき橋から志太方面へ向かう重要な路線となることから、施工管理においても万全を期して進めてまいります。</p> |